

平成 16 年 1 月 16 日

厚生労働省
保健所長の職務の在り方に関する検討会
座長 石井 威望 様

社団法人 日本看護協会
会長 南 裕 子



保健所長の資格要件に関する日本看護協会の意見について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、社団法人日本看護協会の事業に対しまして、ご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、社団法人日本看護協会は、別添のとおり、標記の意見書を取りまとめました。

現在、厚生労働省の「保健所長の職務のあり方に関する検討会」において、現行、医師に限定している保健所長の資格要件について、地方分権の推進及び規制緩和、健康危機管理など多角的な観点から検討が進められていますが、意見書は、医師のほかに公衆衛生に習熟した保健師についても、保健所長への起用を可能にする方策の検討を求めるものです。

検討会におかれましては、意見書の趣旨をご理解いただき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

2004年 1月 16日

社団法人 日本看護協会

保健所長の資格要件に関する日本看護協会の意見

現在、厚生労働省の「保健所長の職務のあり方に関する検討会」において、現行、医師に限定されている保健所長の資格要件について、地方分権の推進及び規制緩和、健康危機管理など多角的な観点から検討が進められています。

保健所は、地域保健対策に関わる基本的な指針に示されているとおり、健康増進法による「健康日本21」および「健やか親子21」の推進、健康危機管理対策、市町村業務の支援や保健医療計画策定などの企画調整機能をはじめ国民の健康に係る重要な役割・機能を有しています。

また最近では、医療安全対策の相談窓口機能の強化、児童虐待防止対策やメンタルヘルス対策の分野において、教育・職域・保健福祉行政・医療機関とのさらなる連携強化が求められています。さらに保健所機能の強化についても重要な検討課題と考えます。

このように今後の保健所の役割・機能を展望しつつ、保健所長の資質を考えると、公衆衛生の知識に裏付けられた判断力、地域特性に応じた健康政策立案のための企画調整能力、関係機関との連携など一行政機関の長としての管理能力が重要です。

保健師は、保健所の職員約3万人のうち最多の約8千人を占め、地域保健の専門職として、これまで地域の関係機関との連携・調整を行いながら、地域住民の健康づくり、疾病予防などの地域保健活動の中心的な役割を担ってきてお

り、地域保健活動、企画調整機能、地域マネジメントにその力を発揮しています。

日本看護協会は、今後の保健所の役割・機能を強化させていくためには、公衆衛生に習熟した者のなかから、保健所長の資質を持つ優秀な人材を計画的に育てていくということが、保健所長の資格要件について検討する際に最も重要な視点と考えます。

そして、地域住民の健康を守る保健所の役割・機能をさらに充実・強化していくために、これまで保健師が果たしてきた地域保健活動の実績、経験を踏まえて、公衆衛生に習熟した保健師について、保健所長としてその能力を積極的に活用していくことを推進すべきと考えます。

なお、保健師が保健所長となる資格要件としては、たとえば、10年以上の公衆衛生の実務経験を積み、一定の研修を受けた保健師の中で、保健所長としてふさわしい人材を起用するほか、公衆衛生に習熟した者として、医療・保健・看護系大学において大学院以上（6年以上）を修了した者で、修了後、保健所長の研修を1年以上修了し、かつ5年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者とする考えられます。

以上のように、公衆衛生の十分な実務経験や医師と同等の教育レベルなどを勘案して、医師のほかに保健師についても保健所長に起用することを可能にする裁量を都道府県知事等に与えることなど、地方分権等の観点から検討すべきです。

以上